湯河原町告示第45号

地方自治法第 243 条の２第１項の規定により、次のとおり賃貸料の収納の事務を委託した。

令和６年４月１日

湯河原町長　冨　田　幸　宏

1　指定公金事務取扱者
（名称）湯河原町門川区会　区長　福井　恒明
（住所）神奈川県足柄下郡湯河原町土肥二丁目１９番地５３

2　委託した公金事務に係る歳入
門川臨時駐車場の賃貸料

3　指定公金事務取扱者として指定をした日
令和６年４月１日

4　公金事務の委託をした日
令和６年４月１日

5　委託をする期間
令和６年４月１日から令和７年３月 31 日まで